

中国新法令速報 (2021 年 10 月号)

2021 年 9 月には、外商投資企業の生産経営に比較的大きな影響を及ぼしうる新たな規定が
 発布された。具体的に次のとおり紹介する。

規定の名称	中華人民共和國税関登録登記及び届出企業信用管理弁法
発布機関	税関総署
発布日	2021 年 9 月 13 日
内容の紹介	<p>当該規定は 2021 年 11 月 1 日から発効し、これと同時に税関総署が 2018 年 3 月に発布した《中華人民共和國税関企業信用管理弁法》は廃止される。注目に値する内容は次のとおりである。</p> <p>1. 高級認証企業優遇措置の追加、高級認証企業再審査期間の延長</p> <p>高級認証企業に対して、《弁法》は次の 3 つの優遇措置を新たに追加した。(1)輸出入貨物の通関手続及び関連業務手続を優先的に行う。(2)農産物、食品等の輸出企業の登録を優先的に他国に推薦する。(3)輸出貨物原産地調査の平均抽出検査比率を企業平均抽出検査比率の 20%以下にする。</p> <p>また、税関による高級認証企業に対する定期再審査が、原規定では 3 年に 1 回であったところを 5 年に 1 回に調整された。</p> <p>2. 重大な信用失墜主体リスト制度の確立</p> <p>《弁法》の規定に基づき、信用失墜企業は、次に掲げる事由に該当する場合、税関から重大な信用失墜主体リストに組み入れられる。</p> <p>(一) 輸出入食品安全管理規定若しくは輸出入化粧品監督管理規定に違反し、又は固体廃棄物を密輸して、法により刑事責任を追及されたとき。</p> <p>(二) 不法に固体廃棄物を輸入して税関行政処罰金額が 250 万元を超えるとき。</p>

規定の名称	サービス貿易の革新的発展を全面的に深化する試行地区における関係行政法規及び国務院文書規定の暫時調整・実施に同意することに関する国務院の回答
発布機関	国務院
発布日	2021 年 9 月 15 日
内容の紹介	<p>当該規定は、一部のサービス貿易の革新的発展を全面的に深化する試行地区範囲内の、関係法規及び政策性文書の実施について調整を行ったものである。注目に値する内容は次のとおりである。</p> <p>1. 2021 年 9 月 15 日から、海南省範囲内で商業フランチャイズ経営活動に従事するフラン</p>

	<p>チャイザーは、商務主管部門に対し商業フランチャイズ経営届出を行う必要がなくなる。商務主管部門は、事中事後の監督管理を強化する。</p> <p>2. 2021年9月15日から、全国試行範囲内で自由類の技術を輸入又は輸出する場合、地市级商務主管部門（原規定では省級商務部門）に登録届出をすればよくなる。</p> <p>3. 2021年9月15日から、外商投資企業が全国試行範囲内で旅行社業務の経営を申請した場合には、観光行政管理部門は、申請を受理した日から15業務日内（原規定では30業務日）で審査完了しなければならない。</p> <p>4. 2021年9月15日から、海南省範囲内で、「中国」、「中華」、「全国」、「国家」等字句を冠するもの以外の涉外経済技術展を外国の機構が単独で開催することを許可する。関連する行政許可については、省級商務主管部門が審査認可する（原規定では、商務部に報告送付して審査認可を受け、かつ、必ず中国国内の主宰資格を有する単位と共同で、又は当該単位に委託して行わなければならない。）。</p>
--	---

規定の名称	中級人民法院の管轄する第一審民事事件の標準を調整することに関する最高人民法院の通知
発布機関	最高人民法院
発布日	2021年9月17日
内容の紹介	<p>今回の調整の主たる内容は次のとおりである。</p> <p>1. 当事者の住所地がいずれも受理法院の位置する省級行政管轄区内にある場合又はいずれも当該管轄区にない場合、中級人民法院は、訴訟目的額が5億元以上の第一審民事事件を管轄する。</p> <p>2. 当事者の一方の住所地が受理法院の位置する省級行政管轄区にない場合、中級人民法院は、訴訟目的額が1億元以上の第一審民事事件を管轄する。</p> <p>3. この通知で調整する級別管轄標準は、知的財産権事件、海事海商事件及び外国・香港・マカオ・台湾に関連する民商事事件には適用しない。</p>

規定の名称	中華人民共和国税関輸出入貨物商品類別管理規定（2021年改正版）
発布機関	税関総署
発布日	2021年9月18日
内容の紹介	<p>今回の改正は2021年11月1日から発効し、注目に値する内容は次のとおりである。</p> <p>1. 輸出入貨物関連の国家標準、業種標準等は、これらを商品類別の参考にすることができる。</p> <p>2. 税関が荷受人・荷送人又はその代理人に提供を要求する商品資料の中に、外国語資料の中国語訳文が新たに加えられた。また、提供者は、訳文の内容について責任を負わな</p>

	<p>ればならない。</p> <p>3. 荷受人・荷送人又はその代理人が税関に秘密を保持するよう要求する権利を有する情報については、当事者が「書面により税関に対し秘密を保持するよう要求を提出し、かつ、具体的に秘密保持を必要とする内容を明記した」ことを明らかにすればよい。</p> <p>4. 税関は、必要な場合には、《輸出入税則》、《輸出入税則商品及び品目注釈》及び《輸出入税則本国細目注釈》、国家標準及び業種標準、並びに税関化学検査方法等により、輸出入貨物の属性、成分、含量、構造、品質、規格等について化学検査及び検査を行い、かつ、化学検査及び検査の結果を商品分類の根拠とすることができる。</p> <p>5. 原《規定》第 15 条ないし 19 条中の、輸出入貨物の商品事前分類に関する規定が削除された。</p>
--	--

規定の名称	銀行業種金融機構の国外貸付業務関係事項に関する規定 (意見募集稿)
発布機関	中国人民銀行、国家外貨管理局
発布日	2021 年 9 月 18 日
内容の紹介	<p>当該規定は、国内の銀行業種金融機構 (以下「国内銀行」という。) の国外貸付業務の実施を支持し、及び規範することを目的としている。注目に値する内容は次のとおりである。</p> <p>1. 国内銀行の実行する国外貸付について、原則として、国外企業の経営範囲内の関連支出に用いなければならない、形式の如何を問わず、直接又は間接的に国内に戻して使用してはならず、証券投資に用いてはならず、国内担保付き国外貸付項目の国外債務返済に用いてはならない。国外貸付を国外直接投資に用いる場合には、国内の関連主管部門の国外投資に係る規定に適合しなければならない。</p> <p>2. 国外貸付業務がクロスボーダー担保にかかわる場合には、関係規定に基づき、国内と国外の債権者 (受益人) を区別してそれぞれにクロスボーダー担保に関連する情報を報告送付しなければならない。</p> <p>3. 国内銀行による国外貸付の返済通貨については、原則として、貸付通貨と一致を保持しなければならない。</p>

規定の名称	信用調査業務管理弁法
発布機関	中国人民銀行
発布日	2021 年 9 月 27 日
内容の紹介	当該《弁法》は、《中国人民銀行法》、《個人情報保護法》、《信用調査業管理条例》等の法律法規に基づき制定され、2022 年 1 月 1 日から発効する。注目に値する内容は次のとお

	<p>りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個人の信用情報を収集する場合には、適法かつ適正な方式を講じ、最小・必要の原則に従わなければならない。過度に収集してはならない。 2. 信用調査機構は、個人の信用調査業務を経営する場合には、個人の信用情報を収集する方案を制定し、かつ、収集したデータ、情報源、収集方式、情報主体の適法な権益の保護制度等の事項及びその変化について中国人民銀行に報告しなければならない。 3. 信用調査機構は、国外の情報使用者に企業信用情報照会の商品及びサービスを提供する場合には、情報使用者の身分及び信用情報用途について必要な審査を行い、信用情報がクロスボーダー貿易、投融資等の適正な用途に用いられることを確保しなければならない。国に安全に危害を与えてはならない。 4. 信用調査機構は、国外の信用調査機構と提携する場合には、提携合意を締結した後、業務を実施する前に、提携合意を中国人民銀行に報告しなければならない。
--	--

規定の名称	子供用化粧品監督管理規定
発布機関	国家薬品监督管理局
発布日	2021 年 9 月 30 日
内容の紹介	<p>当該規定は、《化粧品監督管理条例》等の法律法規に基づき制定され、2022 年 1 月 1 日から発効する。注目に値する内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「全ての人の使用に適する」、「家族全員で使用」等の語句を表示し、又は商標、図案、語呂合わせ、アルファベット、中国語のピンイン、数字、記号、包装形式等を利用して製品使用者に子供を含むことを暗示する化粧品は、子供用化粧品として管理しなければならない。 2. 子供用化粧品は、販売包装の展示面に国家薬品监督管理局所定の子供用化粧品のマークを表記しなければならない。子供用化粧品でない場合には、子供用化粧品マークを表記してはならない。 3. 子供用化粧品については、「注意」又は「警告」を誘導語とし、販売包装の可視面に「成人の管理のもとで使用しなければならない」等の警告文言を表記しなければならない。 4. 化粧品の登録者、届出人及び受託生産企業は、措置を講じて子供用化粧品の性状、匂い、外観形態等が、食品、薬品等の製品と混同するのを回避し、誤食及び誤用を防止しなければならない。子供用化粧品のラベルには、「食品レベル」、「食用」等の語句又は食品に關係する図案を表記してはならない。

規定の名称	銀行保険機構大株主行為監督管理弁法（試行）
発布機関	中国銀行保險監督管理委員会
発布日	2021 年 9 月 30 日

<p>内容の紹介</p>	<p>当該規定は、《会社法》、《銀行業種監督管理法》、《商業銀行法》等の法律法規に基づき制定された。注目に値する内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 銀行保険機構の大株主と銀行保険機構との間で、直接又は間接に株式の持ち合いをしてはならない。2. 銀行保険機構の大株主による銀行保険機構の持分の質入れ数量がその保有する持分数量の50%を超える場合には、大株主及びその指名董事は、株主（総）会及び董事会上の議決権を行使してはならない。3. 大株主は、保有する銀行保険機構の持分について、株主自身及びその関連当事者以外の債務のため担保に差し入れてはならず、持分質入れの形式を利用して、銀行保険機構の持分の代理保有、規則に違反した関連当事者間での持分相互保有及び形を変えた持分譲渡をしてはならない。4. 銀行保険機構の大株主及びその所在企業グループの業務人員は、原則として、銀行保険機構の高級管理職を兼任してはならない。5. 銀行保険機構の大株主が株式を非公開発行する場合には、銀行保険機構は、当該大株主のため担保を提供してはならず、直接に又は金融商品を通じて購入してはならない。
--------------	---

以上

免責文言：本ニュースレターは情報提供目的で作成されており、何ら法的助言を構成するものではありません。また、本ニュースレターは発行日（作成日）時点の情報に基づいており、その時点より後の情報は反映されていないことにご留意ください。

文責：水野海峰、巖海忠、仇海珍